

感対第 834 - 3号  
令和 4 年 9 月 8 日

さいたま市 }  
川 越 市 } 感染症対策御担当者様  
越 谷 市 }  
川 口 市 }

埼玉県保健医療部感染症対策課長  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

感染症対策業務の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、令和4年9月7日付け(令和4年9月8日最終改正)厚生労働省事務連絡が発出されました。当該事務連絡においては、オミクロン株の特性を踏まえた療養期間等について、Withコロナの新たな段階への移行を見据え、下記のとおり見直すこととされました。

つきましては、管内の県医師会非会員の各医療機関あて周知をお願いいたします。

### 記

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について、下記のとおりとすること。

(1) 有症状患者(※1)

(a) (b) 以外の者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

(b) 現に入院している者（※2）（従来から変更無し）

- ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。

※1 人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。

※2 高齢者施設に入所している者を含む。

(2) 無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

2 療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないこと。

3 1及び2に記載する事項を除く新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、引き続き、令和3年2月25日付け課長通知に基づき対応すること。

4 適用日

令和4年9月7日

※同日時点の患者である者にも適用

感染症・新型インフルエンザ対策担当

TEL：048-830-3557

Email：a7500-13@pref.saitama.lg.jp